参考資料 16－１

情報通信審議会　情報通信技術分科会　電波有効利用委員会（第 15 回）
議事要旨

１　日時

令和８年９月 18 日（金）　10 時 00 分～11 時 00 分

２　場所

WEB 会議

３　出席者（敬称略）

構成員：

藤井威生（電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授）、太田香（東北大学大学院情報科学研究科教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所アドバイザー）、黒坂達也（株式会社企代表取締役/慶應義塾大学 X Dignity センター副代表）、猿渡俊介（大阪大学大学院情報科学研究科教授）、瀧俊雄（株式会社マネーフォワード執行役員）、中島美香（中央大学国際情報学部教授）、矢入郁子（上智大学理工学部情報理工学科教授）、安田洋祐（政策研究大学院大学教授）

総務省：

荻原総合通信基盤局長、翁長電波部長、片桐総合通信基盤局総務課長、小川電波政策課長、山野基幹・衛星移動通信課長、五十嵐移動通信課長、向井電波環境課長、白壁電波利用料企画室長、豊重電波政策課調査室長、増原電波政策課企画官、成澤国際周波数政策室長、小原基幹通信室長、西室重要無線室長、佐藤基幹・衛星移動通信課電波利用分析官、後藤移動通信課移動通信企画官、網野電波環境課電波利用環境専門官、宮澤監視管理室長

４　配布資料

資料 15－１　委員会報告（案）「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」（携帯電話等周波数の有効利用）（概要）

資料 15－２　委員会報告（案）「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」（携帯電話等周波数の有効利用）

資料 15－３ 無線従事者制度の在り方検討作業班の設置について

資料 15－４ 電波有効利用の推進に係る意見募集（案）等について

参考資料 15－１ 第一次中間答申（諮問第 30 号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」） 概要

参考資料 15－２ 第一次中間答申（諮問第 30 号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」）

参考資料 15－３ 26GHz 帯における第５世代移動通信システムの普及のための価額競争実施の結果

参考資料 15－４ 第 14 回電波有効利用委員会議事要旨

５　議事要旨

（１）開会

（２）委員会報告（案）「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」（携帯電話等周波数の有効利用）について

資料 15－１及び資料 15－２に基づき、藤井主任及び事務局から説明が行われ、特段の意見なく（案）のとおり承認された。

承認された委員会報告（案）について、意見募集を実施することとされた。

（３）無線従事者制度の在り方検討作業班の設置について

資料 15－３に基づいて事務局から説明が行われた後、以下の質疑応答があり 、「無線従事者制度の在り方検討作業班」を設置することとなった。

（瀧専門委員）

これからの働き手の確保という観点でも議論されるべきだと考える。ある特定の仕事に就くために取る資格も含めて、様々な資格の類型がある中で、能動的に無線分野で仕事を見つけていこうと思う人たちがどの職種でどの程度いるのかを特定しながら検討を進め、雇用が必要な職種にある程度狙い撃ちした資格要件等を考えるべきではないか。若い方が様々な資格を取得できる中で、他の資格と比してコスパ（費用対効果）やタイパ（時間対効果）といった観点で無線従事者資格が選ばれなくなることは避けなければならな

いと考える。作業班での議論においては、既存の無線従事者だけでなく、無線従事者資格を取得したばかりの方や若い方のような、これから無線従事者資格を使ってキャリア形成をしようとする人の意見を取り入れることが非常に重要である。

（大谷専門委員）

瀧専門委員の意見に同意する。インフラ維持に不可欠の知識を取得し実際に無線設備を使うワイヤレス人材にとって、魅力的な資格にしていくことが人材確保に当たって不可欠である。「無線通信士」といった名称についても、若い方に魅力を訴求できるか、仕事のイメージに直結するのか、といった点で検討が必要ではないか。無線従事者資格は様々な仕事が紐づいていると思うが、将来的に我が国の無線通信に係るルール形成や標準化を主導していく人材を輩出し、そうしたキャリア形成につながる一歩としての資格として無線従事者資格が捉えられるよう、研究開発分野の方々の意見も聞くべきだと考える。

（安田専門委員）

無線従事者資格の資格区分の変更や廃止について、過去の前例があるか確認したい。具体的には、資格区分の変更や廃止にあたっては、法律の改正等が必要と思料するが、時代に即した資格区分に変えてほしい一方、実際にどの程度ハードルがあるのか確認したい。また、試験の在り方についても時代遅れなものがあればアップデートし、時代に即した新しい人材を惹きつける形にすべきだが、試験問題を変えようとした際に作成者の裁量で自由に変えられるものなのか、現状の法律等との関係性についてお伺いしたい。

（猿渡専門委員）

資料 15－３の６ページについて、主任無線従事者講習の受講者の推移が上下しているのはなぜか。また、５年ごとに講習を受けることと関係があるのかについてお伺いしたい。

（黒坂専門委員）

本作業班に構成員として参加させていただく予定であり、専門委員の皆様の発言は大変参考になる。特に、瀧専門委員のご指摘は非常に重要と考えており、無線通信技術は目に見えないことによる面白さと分かりづらさが併存しており、ビジネス上の重要である一方、広く一般に認知されづらいと考える。作業班の構成員として一般の方への認知や人材流動性を高められるような施策が打てるのか検討していきたい。

（事務局）

瀧専門委員からの働き手の確保や雇用と需要のバランスを見て資格要件に傾斜をつけるべきとの指摘、大谷専門委員からの無線従事者資格を魅力的な資格とし、人材確保・仕事につなげるべきとの指摘について、事務局としても同じ認識であり、議論を深めてまいりたい。安田専門委員からの資格区分の変更の前例や試験内容を随時変更できるかとの質問について、無線従事者資格は、電波法や電波法施行令等で規定されており、頻繁に改正されていないが、過去の改正も社会状況の変化を踏まえて行われており、時代に応じて試験の問題内容も含め適正化していきたいと考えているため、これまでの議論を整理しながら作業班で議論を進めてまいりたい。猿渡専門委員からの主任無線従事者の推移に係るご質問については、ご示唆のとおり５年以内に定期的に講習を受けなければならないことが要因と考える。なお、作業班にて無線従事者の実態等を調査すべく、アンケートやヒアリングの実施を検討している。黒坂専門委員のご指摘について、人材の流動性も含めたワイヤレス人材の在り方は非常に重要な論点と考えているため、無線従事者の活用の在り方の議論の中で考えてまいりたい。安田専門委員や大谷専門委員からの年齢層の若い方、研究開発分野の方の意見も重要である、というご指摘については、作業班のヒアリング時に様々な方からヒアリングができるよう努めたい。

（藤井主査）

今回いただいた意見は非常に重要であり、作業班の主任として皆様の意見を反映できるよう議論をしてまいりたい。過去の検討会等でも無線従事者制度について議論してきたが、無線従事者制度を抜本的に変えることはハードルが高かったところ、今回作業班を作り、集中的に議論することとなったため、新しい時代に合わせた形にうまく変わり、ワイヤレス分野が盛り上がる種とできるとよい。

（４）電波有効利用の推進に係る意見募集（案）等について

資料 15－４に基づき、事務局から説明が行われ、（案）のとおり承認された。

承認された意見募集について、資料 15－４のとおり意見募集を実施することとされた。

（大谷専門委員）

多くのステークホルダー（利害関係者）の意見、とりわけ 2030 年代にどのような社会像となり、どこでどのような生活やビジネスが行われるのかといった社会像をイメージした形で、電波の利用の状況等について将来展望を見据えた意見に期待したい。その一環として、屋内の通信環境の改善に関心を持っており、屋内における大きな商業施設や交通機関等人が集まる場所で電波の不通、災害時の対応等に課題があると考える。様々な場面を想定した上で、電波の有効利用について皆様にアイデアをいただき、貴重なご意見については直接お話を伺い、十分な議論ができればと考える。

（事務局）

ご指摘のとおり、意見募集の中でも将来像に関する意見が出てくることを非常に期待している。また、出てきた意見を踏まえて、ヒアリングや事務局からの発表等何か工夫できないか検討した上で、将来像を想定しながら必要な制度整備を進めてまいりたい。

（５）閉会